

令和7年10月17日
自動車技術安全部

法令に適合せずに販売されている 「電動キックボード」「フル電動自転車」に要注意！ ～電動キックボード等の啓発チラシ作成のお知らせ～

電動キックボードやペダル付き電動バイクが注目されつつありますが、通信販売サイトなどでは、不適切な表現とともに販売されていることがあり、道路交通法違反で運転者が摘発されることが発生しています。

北陸信越運輸局では、特定小型原動機付自転車又は一般原動機付自転車に該当する電動キックボード等の留意点を取りまとめ、管内支局・事務所の窓口には配備するとともに、ホームページに掲載することとしましたのでお知らせします。

1. 趣旨

電動キックボード等の特定小型原動機付自転車に関しては、令和5年7月より制度運用が始まり、ペダル付き電動バイク（一般原動機付自転車）とともに、街中を気軽に移動できる手段として注目されつつあります。

一方で、一部の販売サイトではこれらに「フル電動自転車」などの自転車（軽車両）であるかのような表現がなされていることがあり、これが購買者の誤解を招き、また、不適切な運行にもつながっているおそれがあります。

北陸信越運輸局では、制度理解の不十分な運転者による走行区分違反や無免許運転での警察の摘発例が増加していることも背景に、これらに関する正しい情報と運行に必要な要件を取りまとめ、窓口及びホームページにて広く一般に周知することとしました。

2. 周知方法

別添の『法令に適合せずに販売されている「電動キックボード」「フル電動自転車」に要注意！』のチラシを、北陸信越運輸局管内支局・事務所の窓口には配備するとともに、北陸信越運輸局ホームページに掲載しました。

3. その他

国土交通省では、特定小型原動機付自転車及び一般小型原動機付自転車の保安基準適合性について、メーカーからの申請に基づいて確認を行っております。以下の国土交通省HPも併せてご覧ください。

『特定小型原動機付自転車について』(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html)
→同ページ内「3. 特定小型原動機付自転車の性能確認制度」中
【保安基準適合性等が確認された特定小型原動機付自転車の型式】

（※一般小型原動機付自転車は確認され次第公表される予定となっています。）

お問い合わせ 北陸信越運輸局自動車技術安全部技術課 渡辺、岡部
電話：025-285-9155（直通）

法令に適合せずに販売されている 「電動キックボード」 「フル電動自転車」に要注意！

「キックボード」
「自転車」って
書いてあるから
なんでも大丈夫かな

オークション

フリマサイト

ネット通販

法令に適合したものを選ばないと・・・

年齢？
免許？

安全装置？

ナンバー？
保険？

無資格運転
無免許運転

保安基準違反

未登録運行
無保険運行

法令違反に対する
罰則が科されることも

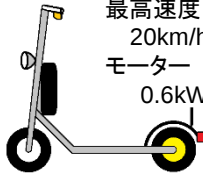
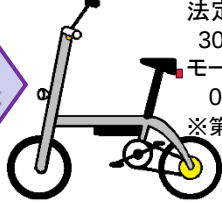
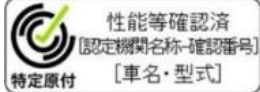
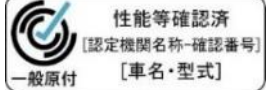
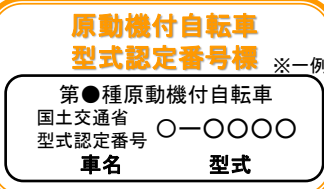
電動モビリティを購入するときは、
対象車両の「区分」「法令適合性」
をよく確認しましょう

詳しくは裏面へ⇒



電動モビリティの区分と規制の概要

「フル電動自転車」を謳う電動モビリティは自転車(軽車両)ではありません

呼称 (区分)	電動アシスト自転車 (自転車)	電動キックボード (特定小型原動機付自転車)	ペダル付き電動バイク (一般原動機付自転車)
形状	 モーター単独走行不可	 最高速度 20km/h以下 モーター 0.6kW以下	 法定速度 30km/h以下 モーター 0.6kW以下 ※第一種の場合
登録	不要 (防犯登録を 行いましょう) 防犯登録 ●●-xxxxxx ○○県警察 ○○県防犯協会	市町村発行のナンバープレート 	
損害賠償 責任保険	加入必須～推奨 ※都道府県毎に異なる	加入必須	
安全基準 保安基準	駆動補助機付自転車 (電動アシスト自転車) 認定表示 	特定小型原動機付自転車 性能等確認済表示シール   ※一例	一般小型原動機付自転車 性能等確認済表示シール   ※一例
運転免許	不要	不要 (16才以上)	第一種: 原付 第二種: 普通二輪
ヘルメット	努力義務	努力義務	装着必須
歩道走行	押し歩き (法令等で走行が認 めている場合を除く)	歩道モード (6km/h以下)	走行不可



電動モビリティは、目的・**免許**に合わせ、**安全基準等**に適合する表示のあるものを選びましょう